定款

大阪府茨木市佐保 193 番地の2

株式会社ユニバーサル園芸社

第1章 総則

(商号)

第1条

当会社は、株式会社ユニバーサル園芸社と称し英文では、UNIVERSAL ENGEISHA CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1)鑑賞用植物の生産並びに販売、賃貸
- (2) 造園及び土木の設計、施工並びに請負
- (3)造花、生花の販売、賃貸
- (4)園芸用品の販売
- (5)生活住空間に関連する物品の製造、販売、賃貸等
- (6)生活住空間に関連する物品の輸出入
- (7)受託計算サービス業
- (8)不動産の賃貸業
- (9)飲食業
- (10)農産物の生産・加工・販売等
- (11) インターネット等のネットワークシステムを利用した通信販売業
- (12)食料品、加工食品、調味料、酒類の生産・加工・販売等
- (13)環境や健康に配慮した物品の製造、販売、賃貸
- (14)各種カルチャーセンター、レッスン教室の運営
- (15)書籍及びDVD等の販売
- (16)コンサルティング業務
- (17)建築工事、内装仕上工事及びディスプレイの企画、設計、監理及び施工
- (18)各種施設、展示会等の企画、設計、監理及び施工並びに運営及び管理
- (19)前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条

当会社は、本店を大阪府茨木市に置く。

(機関の設置)

第4条

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条

当会社の公告方法は、電子広告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子広告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条

当会社の発行可能株式総数は、1,600万株とする。

(単元株式数)

第7条

当会社の単元株式数は100株とする。

(自己株式の取得)

第8条

当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第 10 条

当会社の株式に関する取扱いは、取締役会において定める株式取扱規定による。

(株主名簿管理人)

第 11 条

当会社は株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予

約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(基準日)

第 12 条

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集の時期)

第 13 条

定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条

株主総会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第 15 条

当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は電子提供措置事項のうち法務省令に定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議要件)

第 16 条

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権 の過半数をもって行う。

2. 会社法第309 条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条

株主は、当会社のその議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使する ことができる。

2. 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第 18 条

当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任)

第 19 条

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する

2. 取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条

取締役会は、法令に別段定めのある場合の除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締会全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条

取締役会は会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任すること ができる。

(決議の方法)

第 25 条

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

2. 当会社は、会社法 370 条の要件を充たしたときには、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条

取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条

取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定とする額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、 緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 31 条

監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任)

第 32 条

会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 33 条

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 34 条

会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

(会計監査人の責任免除)

第 35 条

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

UNIVERSAL

第7章 計算

(事業年度)

第 36 条

当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(余剰金の配当の基準日)

第 37 条

当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 12月 31日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 38 条

配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2022年9月24日改訂